

○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第三項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年八月二十五日

公正取引委員会委員長 古谷 一之

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くもの

として公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（平成十四年公正取引委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社は、次の各号に掲げる株式会社を取得し、又は所有する会社の区分に従い当該各号に掲げる会社とするほか、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社とする。</p> <p>一 銀行業を営む会社 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号及び第十三号に掲げる会社</p> <p>二 保険業を営む会社 保険業法（平成七年法律第百五号）第六條第一項第四号の二から第七号まで、第十二号及び第十四号に掲げる会社</p>	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社は、次の各号に掲げる株式会社を取得し、又は所有する会社の区分に従い当該各号に掲げる会社とするほか、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百号）第二条第三項に規定する特定目的会社とする。</p> <p>一 銀行業を営む会社 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第二号の二、第三号、第四号、第六号、第十一号及び第十三号に掲げる会社</p> <p>二 保険業を営む会社 保険業法（平成七年法律第百五号）第六條第一項第四号の二、第五号、第六号、第七号、第十二号及び第十四号に掲げる会社</p>

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社は、次の各号に掲げる株式会社を取得し、又は所有する会社の区分に従い当該各号に掲げる会社とするほか、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社とする。</p> <p>一 銀行業を営む会社 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号及び第十六号に掲げる会社</p> <p>二 保険業を営む会社 保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第一項第四号の二から第七号まで、第十二号及び第十七号に掲げる会社</p>	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社は、次の各号に掲げる株式会社を取得し、又は所有する会社の区分に従い当該各号に掲げる会社とするほか、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社とする。</p> <p>一 銀行業を営む会社 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号及び第十三号に掲げる会社</p> <p>二 保険業を営む会社 保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第一項第四号の二から第七号まで、第十二号及び第十四号に掲げる会社</p>

附 則

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行の日から施行する。